



宮 崎 県 公 報

令和3年3月29日(月曜日) 第 192 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定代理納付者の指定(2件)……………(ホルミウム課) 1
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産政策課) 1
- 車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定……………(道路保全課) 1
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…(“) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)……………(砂防課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(2件)……………(“) 2
- 土砂災害警戒区域の指定(6件)……………(“) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……………(“) 5
- 都市計画事業の変更の認可(2件)……………(“) 6

公 告

- 宮崎県土地利用基本計画の変更の公表……………(中岡・地蔵課) 7
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(農村整備課) 7
- 土地改良区の解散……………(“) 7
- 土地改良区の清算人の就任の届出……………(“) 7
- 入札公告……………7

企業局企業管理規程

- 企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………15
- 企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程……………17
- 企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程……………17

病院局企業管理規程

- 病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程……………18
- 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………20

教育委員会規則

- 教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………20

教育長訓令

- 宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………21

公安委員会規則

- 宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則……………21
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………22

正 誤

- 令和3年1月28日付け県公報(第175号)中……………24

告 示

宮崎県告示第 239号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
ベリトランス株式会社 東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
ふるさと宮崎応援寄附金
令和2年11月12日から令和3年3月31日まで

宮崎県告示第 240号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
楽天株式会社 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間

ふるさと宮崎応援寄附金

令和2年12月20日から令和3年3月31日まで

宮崎県告示第 241号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成29年宮崎県告示第214号による保険に付すべき義務は、令和3年3月27日限り消滅した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮野浦加入区 市振加入区 古江加入区 島浦町加入区 浦城加入区 延岡加入区 土々呂加入区 庵川加入区 門川加入区 都農町加入区 川南町加入区 富田加入区 宮崎加入区 南郷加入区 栄松加入区 外浦加入区

宮崎県告示第 242号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字中牟田 13042番 1 地先から同市同町下那珂字平権現前 12678番 1 地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番 5 地先から同市同町 1 69番地先まで

- 2 指定する期日
令和 3 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 243号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字中牟田 13042番 1 地先から同市同町下那珂字平権現前 12678番 1 地先まで
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田 14777番13 地先から同市同町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字原田 14474番 1 地先から同市同町東上那珂字伏原4139番 1 地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番 5 地先から同市同町59 08番 1 地先まで

- 2 指定する期日
令和 3 年 4 月 1 日

- 3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メ

ートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

- (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成22年宮崎県告示第 572号、平成24年宮崎県告示第 518号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	権現原谷川 2	09- 206- 1- 019	土 石 流
	権現原谷川 3	09- 206- 1- 018	土 石 流
	八 幡	I- 1- 1135	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、平成23年宮崎県告示第96号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 3 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美 郷 町	宇納間中原	I- 1- 1325	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成22年宮崎県告示第571号、平成24年宮崎県告示第517号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	権現原谷川 2	09-206-1-019	土石流
	権現原谷川 3	09-206-1-018	土石流
	八幡	I-1-1135	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第247号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成23年宮崎県告示第94号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
美郷町	宇納間中原	I-1-1325	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
宮崎市	仁田尾橋	20-03	地滑り

中尾	林20-01	地滑り
冷窪	林20-02	地滑り
年ノ神	林20-03	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第249号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	仲ノ原	32-2	地滑り
	久居原	32-4	地滑り
	権現原谷川 2	09-206-1-019	土石流
	権現原谷川 3	09-206-1-018	土石流
	八幡	I-1-1135	急傾斜地の崩壊
	西川内-2	I-1-3409	急傾斜地の崩壊
	中野原-4 -新①	II-1-6726-新①	急傾斜地の崩壊
	中野原-4 -新②	II-1-6726-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第250号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
国 富 町	馬 場	21-01	地 滑 り
	須 志 田	21-02	地 滑 り
	市 之 野	21-03	地 滑 り
	向 高	21-04	地 滑 り
	平 原	21-05	地 滑 り
	岩 下	林21-01	地 滑 り

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
綾 町	広 沢 上	22-02	地 滑 り
	高 尾	22-04	地 滑 り

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎 葉 村	木浦谷川1	09- 430- 1 - 022	土 石 流
	木浦谷川1 -新①	09- 430- 1 - 022 -新①	土 石 流

木浦谷川	09- 430- 1 - 023	土 石 流
奥村川 4	09- 430- 1 - 026	土 石 流
奥村川 3	09- 430- 1 - 027	土 石 流
奥村川 2	09- 430- 1 - 028	土 石 流
奥村川 1	09- 430- 1 - 029	土 石 流
マイゴウ谷	09- 430- 1 - 030	土 石 流
奥村川 5	09- 430- 2 - 044	土 石 流
奥村川 6	09- 430- 2 - 045	土 石 流
奥村川 7	09- 430- 2 - 046	土 石 流
財木谷川	09- 430- 1 - 024	土 石 流
水無谷川	09- 430- 2 - 024	土 石 流
財木谷川3	09- 430- 2 - 038	土 石 流
財木谷川5	09- 430- 2 - 040	土 石 流
財木谷川6	09- 430- 2 - 041	土 石 流
財木谷川7	09- 430- 2 - 042	土 石 流
財木谷川8	09- 430- 2 - 043	土 石 流
中 水 流	Ⅱ- 1 - 7189	急傾斜地の崩壊
木 浦 - 2	Ⅱ- 1 - 7190	急傾斜地の崩壊
木 浦 - 1	I - 1 - 3537	急傾斜地の崩壊
奥 村 - 1	Ⅱ- 1 - 7214	急傾斜地の崩壊
奥村- 2 - 新①	Ⅱ- 1 - 7215-新①	急傾斜地の崩壊
奥村- 2 - 新②	Ⅱ- 1 - 7215-新②	急傾斜地の崩壊
奥 村 - 3	Ⅱ- 1 - 7216	急傾斜地の崩壊
奥 村 - 4	Ⅱ- 1 - 7217	急傾斜地の崩壊
奥 村 - 6	Ⅱ- 1 - 7219	急傾斜地の崩壊
奥 村 - 7	Ⅱ- 1 - 7220	急傾斜地の崩壊

奥村-7-新①	II-1-7220-新①	急傾斜地の崩壊
屋敷-2	II-1-7260	急傾斜地の崩壊
屋敷-2-新①	II-1-7260-新①	急傾斜地の崩壊
屋敷-3	II-1-7261	急傾斜地の崩壊
水無-新①	II-1-1415-新①	急傾斜地の崩壊
水無-新②	II-1-1415-新②	急傾斜地の崩壊
水無-新③	II-1-1415-新③	急傾斜地の崩壊
水 無	II-1-1415	急傾斜地の崩壊
桑の内-1	II-1-7199	急傾斜地の崩壊
桑の内-2	II-1-7200	急傾斜地の崩壊
蕨の内-2	II-1-7202	急傾斜地の崩壊
中崎-1	II-1-7208	急傾斜地の崩壊
中崎-2	II-1-7209	急傾斜地の崩壊
財木-1	II-1-7210	急傾斜地の崩壊
財木-2	II-1-7211	急傾斜地の崩壊
財木-3	II-1-7212	急傾斜地の崩壊
財木-4	II-1-7213	急傾斜地の崩壊
橋之木-1	II-1-7232	急傾斜地の崩壊
橋之木-2	II-1-7233	急傾斜地の崩壊
橋之木-2-新①	II-1-7233-新①	急傾斜地の崩壊
橋之木-2-新②	II-1-7233-新②	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 253号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美郷町	麦地	林34-1	地滑り
	清川	林35-1	地滑り
	上古川	34-12	地滑り
	椎原	34-15	地滑り
	長崎	34-1	地滑り
	尾佐渡	34-4	地滑り
	増谷	34-8	地滑り
	柳の迫	34-9	地滑り
	大久保	34-10	地滑り
	木浦	34-11	地滑り
	小原	34-16	地滑り
	大内原上	34-14	地滑り
	中崎	35-01	地滑り
	七郎ヶ平	35-02	地滑り
	小八重	35-03	地滑り
	松ヶ下	35-04	地滑り
	畑の内	35-06	地滑り
宇納間中原	I-1-1325	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日向市	八 幡	I - 1 - 1135	急傾斜地の崩壊
	西川内 - 2	I - 1 - 3409	急傾斜地の崩壊
	中野原 - 4 - 新①	II - 1 - 6726 - 新①	急傾斜地の崩壊
	中野原 - 4 - 新②	II - 1 - 6726 - 新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	木浦谷川1	09- 430- 1 - 022	土 石 流
	奥村川 4	09- 430- 1 - 026	土 石 流
	奥村川 5	09- 430- 2 - 044	土 石 流
	奥村川 6	09- 430- 2 - 045	土 石 流
	奥村川 7	09- 430- 2 - 046	土 石 流
	財木谷川3	09- 430- 2 - 038	土 石 流
	財木谷川5	09- 430- 2 - 040	土 石 流
	財木谷川6	09- 430- 2 - 041	土 石 流
	財木谷川7	09- 430- 2 - 042	土 石 流
	財木谷川8	09- 430- 2 - 043	土 石 流
桑の内 - 1	II - 1 - 7199	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 256号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美郷町	宇納間中原	I - 1 - 1325	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 257号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、平成29年宮崎県告示第 682号による小林都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
小林市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小林都市計画下水道事業 小林公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年10月24日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 258号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定により、令和元年宮崎県告示第 342号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称
三股町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 三股公共下水道
- 3 事業施行期間
平成10年1月12日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和3年3月15日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更の理由

計画図

(1) 農業地域

既に市街化の進んでいる地域であることから、都市計画法に基づく用途地域に指定することとしており、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったため、農業地域を変更する。

(2) 森林地域

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表

（単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	－	－	－	88,747
農業地域	306,935	－	13	△13	306,922
森林地域	591,937	－	68	△68	591,869
自然公園地域	95,842	－	－	－	95,842
自然保全地域	192	－	－	－	192
計	1,083,653	－	81	△81	1,083,572
白地地域	6,543	－	－	－	6,543

(2) 変更内容の地域区分別概要

（単位：ヘクタール）

変更に係る5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農業地域	三股町		13	△13
森林地域	日向市、門川町		68	△68

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇元敏幸	宮崎市高岡町飯田3丁目3番地1

2 変更後

役 名	氏 名	住 所
理 事	脇元敏幸	宮崎市高岡町五町 800番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第1項第1号の規定により、俵野土地改良区（延岡市）が解散した。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、俵野土地改良区（延岡市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
児玉優一	延岡市北川町長井6437-24
白坂幸則	延岡市北川町長井6615
横山和美	延岡市北川町長井6637
横山龍児	延岡市北川町長井7016-1
岡田生子	延岡市北川町長井7318-27

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 建設工事名 令和2年度新宮崎県体育館建設主体工事（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 延岡市大貫町
- (3) 工期 この競争入札に係る契約成立の日から令和7年9月30日まで

<p>(4) 工事概要 体育館（鉄筋コンクリート造一部木造一部鉄骨造 地上2階建 延べ面積12,998㎡）に係る建築工事及び附帯工事</p> <p>(5) 予定価格 落札者決定後公表する。</p> <p>(6) 低入札価格調査制度 あり</p> <p>(7) 入札の方法 本工事について総合評価一般競争入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>なお、この競争入札は、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。</p> <p>2 契約に係る特約事項</p> <p>(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事であり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事JV型である。</p> <p>(2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>(3) 本工事は、契約成立後に積算資料に関する協議を行うことができる入札時積算数量書活用方式の対象工事である。</p> <p>(4) 本工事は、契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年10月1日県土整備部管理課定め）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしているものとする。</p> <p>(1) 共同企業体の資格要件 ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、3であること。 イ 構成員の組合せは、各構成員が3(2)の構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。 ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。 エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。 オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。 カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大のものであること。 キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(2) 構成員の資格要件 ア 構成員共通要件 (ア) 令和3年宮崎県告示第165号に規定する資格を有する者であること。 (イ) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格</p>	<p>等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和2・3年度の建築一式工事に係る入札参加資格を有する者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ク) 本工事に係る設計業務等の受託者（石本・宮崎設計業務共同企業体）の構成員（次に掲げる法人をいう。以下同じ。）でないこと。 ① 株式会社石本建築事務所（本店所在地：東京都千代田区九段南4丁目6番12号） ② 株式会社宮崎設計（本店所在地：宮崎市霧島町3丁目135番地）</p> <p>(ケ) (ウ)の受託者の構成員の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者でないこと。</p> <p>(カ) 代表権を有する役員が、(ウ)の受託者の構成員の代表権を有する役員を兼ねていないこと。</p> <p>(キ) 一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型））公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。</p> <p>イ 代表構成員の資格要件 (ア) 平成17年度以降に完成した次に掲げる事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。 ① 工事種別は、新築、改築又は増築工事（改修工事は含まない。）とし、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。 ② 工事に係る建築物の延べ面積（増築にあっては増築部分、分割発注された工事にあっては施工対象部分の面積をいう。以下同じ。）は、1棟の延べ面積として7,000㎡以上であること。 ③ 上記(ア)②の建築物について、床面積が単体で1,000㎡以上の無柱空間の居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有すること。</p> <p>(イ) 建築一式工事における建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までのものに限る。以下「総合評定値」という。）が1,200点以上であること。</p> <p>(ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、監理技術者として専任で契約成立後から配置することができること。 ① 一級建築士若しくは一級建築施工管理技士の資格を有する者又は国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者であること。 ② 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 ③ 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人（上記(ウ)①の資格を有する者に限る。）の経験（当該工事の工期の全ての期間において従事したものに限る。）を有する者であること。 ④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上継続して雇用している者であること。</p>
--	---

ウ 第2構成員の資格要件

- (ア) 上記イ(ア)①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、建築物の延べ面積は、1棟の延べ面積として2,000㎡以上であることとする。
- (イ) 建築一式工事における総合評定値が920点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
- ① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。
- ② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐、専門技術者又は担当技術者の経験(当該工事の工期の全ての期間において従事したものに限る。)を有する者であること。

エ 第3構成員の資格要件

- (ア) 上記イ(ア)①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。ただし、建築物の延べ面積は、1棟の延べ面積として500㎡以上であることとする。
- (イ) 建築一式工事における総合評定値が850点以上であること。
- (ウ) 次に掲げる事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で契約成立後から配置することができること。
- ① 上記イ(ウ)①及び④の事項を全て満たす者であること。
- ② 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐、専門技術者又は担当技術者の経験(当該工事の工期の全ての期間において従事したものに限る。)を有する者であること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

令和3年宮崎県告示第165号に規定する資格を有しない者で、本工事の入札に参加を希望するものは、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- (1) 受付期間 令和3年3月29日から令和3年4月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7179

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県土整備部宮繕課(以下「宮繕課」という。)
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(24)1724
- (2) 期間 令和3年3月29日から令和3年7月2日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 設計図書等の交付方法及び交付期間

- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス(<http://www.e-nysatsushu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>)による提供
- (2) 交付期間 令和3年3月29日から令和3年7月2日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)

7 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和3年3月29日から令和3年6月11日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール(eizen@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

8 入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び共同企業体に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮繕課
- (2) 提出期間 令和3年3月29日から令和3年4月27日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。以下同じ。)。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合にあっては、宮崎県建設工事等電子入札実施要領(平成17年12月1日県土整備部管理課定め)第8条の規定による入札参加届出書についても同システムにより提出すること。

9 技術申請書の交付方法及び交付期間

- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供
- (2) 交付期間 令和3年3月29日から令和3年5月21日まで(宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)

10 技術申請書に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和3年3月29日から令和3年5月14日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール(eizen@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

11 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮繕課
- (2) 提出期間 令和3年3月29日から令和3年5月21日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は送付。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。

12 ヒアリング

- (1) 配置予定技術者に対し、当該技術者の専門技術力等及び技術提案の履行確認に関するヒアリングを令和3年5月26日から令和3年5月28日までに実施する。
なお、ヒアリングの実施場所及び日時は、技術申請書提出期間経過後に通知する。
- (2) 正当な理由がなく当該ヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。

13 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 電子入札システム上(書面による入札の場合は、宮繕課)
- (2) 提出期間 令和3年7月1日午前7時から令和3年7月2日午前9時50分まで(入札書等を書面により提出する場合であって、送付によるときは入札参加資格を確認した日から令和3年7月1日午後5時まで、持参によるときは令和3年7月1日午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 電子入札システム(書面による入札の場合は、持参又は送付)による。

14 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮繕課入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年7月2日午前10時

15 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

16 入札の無効に関する事項

- (1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 虚偽の申請を行った者のした入札

イ 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型）実施要領（令和2年7月1日県土整備部技術企画課定め。以下「WTO実施要領」という。）及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

ウ 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札

オ 当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札

(2) 入札を無効とした者には、その旨を通知する。

17 総合評価に関する事項

(1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。

(2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、次のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は、30点とする。

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点
企業の技術力及び地域貢献度	施工実績(代表構成員) 過去15年間の同種工事の施工実績	配点×(実績件数/3件) 3件以上は満点	20	10
		JV構成員のうち、2人以上が県内企業		10
	地域貢献度	JV構成員のうち、1者が県内企業		5
		上記以外		0
配置予定技術者の能力	施工経験(代表構成員) 過去15年間の主任(監理)技術者等の同種工事の施工経験	配点×(経験件数/1件) 1件以上は満点	20	10
		ヒアリング		技術者の専門技術力
	当該工事の理解度			5
企業に係る高度な技術提案術	性能・機能	配点×(技術提案の得点/10点)	60	20
	社会的要請に関する事項	配点×(技術提案の得点/10点)		20
	施工上配慮すべき事項	配点×(技術提案の得点/10点)		20
	履行の確実性	ヒアリング		—
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	0	-6
		入札参加資格停止(3か月以上)		-5
		入札参加資格停止(1か月以上3か月未満)		-4
		入札参加資格停止(1か月未満)		-3
		上記に該当なし		0
得点(満点)			100	

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 30点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点(満点)

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点/入札価格 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点) + 加算点) / 入札価格

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加点するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加点をする。
 調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = ((入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格)) × 10点

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備考
同種工事	建築物に関する建築一式工事	—	詳細を別表第1に記載
類似工事			

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表第2に記載。

別表第1 同種工事の詳細

同種工事の名称	建築物に関する建築一式工事	同種工事の番号	
<p><同種工事の定義></p> <p>「建築物に関する建築一式工事」とは、①から④までの全てを満たす工事とする。</p> <p>① 工事種別は、新築、改築又は増築工事とし、躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。</p> <p>② 工事に係る建築物の延べ面積（増築にあつては増築部分、分離発注された工事にあつては施工対象部分とする。以下同じ。）は、1棟の延べ面積として 7,000㎡以上であること。</p> <p>③ 上記②の建築物について、床面積が単体で 1,000㎡以上、かつ、直径24m以上の円が水平に内接する無柱空間の居室を有すること。</p> <p>④ 工事の受注形態が共同企業体の場合は、代表構成員の実績であること。</p>			
<p>1 「建築物」とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とする。</p> <p>2 「新築、改築又は増築」に該当しない工事種別 用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替え、改修工事（耐震補強工事、景観改善工事、外壁改修工事等）、解体工事など</p>			
類似工事の名称			
<p><類似工事の定義></p>			

別表第 2 企業の高度な技術力に係る技術提案

技術提案を求める内容		
評価項目	課題	理由
工事目的物の性能・機能に関する事項	鉄骨工事の施工精度向上に関する技術提案を求める。	<p>本施設は、梁間方向が約70mとなる大空間を有する建築物で、その屋根は特殊な形状をした鉄骨で支えられている。</p> <p>屋根架構の品質を確保するためには、起点となる鉄骨部の施工精度の確保は極めて重要であるため、施工精度の向上に資する鉄骨部材の建て込みの方法や精度管理の方法に関する技術提案を求める。</p>
社会的要請に関する事項	工事に伴う周辺の環境対策に関する技術提案を求める。	<p>本工事の建設地は、小学校や住宅地に隣接するほか、体育館の利用が工事中も継続されるため、工事の周辺環境に与える影響の低減が求められる。</p> <p>このことから、以下の①から③までの周辺環境対策に関する技術提案を求める。</p> <p>①騒音対策 ②振動対策 ③粉塵対策</p> <p>※ 上記各対策についてそれぞれ2提案までとする。 ※ 1つの提案の中で2つ以上の対策を記載してはならない。</p>
施工上配慮すべき事項	建設作業工程における安全対策に関する技術提案を求める。	<p>本工事は、狭隘な作業ヤードや送電線近接等の条件の中でクレーンなどの大型建設機械が使用されるほか、高所での作業工程もあるため、作業員の安全対策には特段の配慮が求められる。</p> <p>このため、建設作業工程における安全対策に関する技術提案を求める。</p>

Email: eizen@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

(4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

18 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、17の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2人以上いる場合には、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領第19条第1項のくじ引きで決定した者）とする。落札候補者が低価格入札でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部管理課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

19 契約に関する事務を担当する部局等

営繕課

20 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

21 契約の締結に関する事項

この競争入札に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに契約が成立するものとする。ただし、契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。

22 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

23 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Constraction work on the New Prefectural Gymnasium

(2) Location:

Onuki-cho, Nobeoka-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

(3) Announcement of Tenders:

Monday March 29th, 2021.

(4) Bidding Date:

Friday July 2th, 2021.

(5) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders:

Maintenance Division, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 , Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi, 880-8501, Japan

Tel: 0985(24)1724

Fax: 0985(32)4463

企業局企業管理規程

企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第2号

企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

企業局組織規程（平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課の設置)</p> <p>第3条 局に、次の課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>工務課</u></p> <p>(3) <u>電気課</u></p> <p>(4) <u>施設管理課</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>経営企画室においては、前項第17号から第21号までに掲げる事務、第25号に掲げる事務、第27号に掲げる事務、第29号に掲げる事務及び第31号に掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(工務課の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>工務課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>電気課、施設管理課及び総合制御課との連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>既設の発電所、工業用水道施設、地域振興事業施設及びこれらに付属する施設（以下「施設等」という。）に係る許認可（他課の主管に属するものを除く。）及び各種の許認可の進行管理に関する</u>こと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>貯水池の運用に関する</u>こと。</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>水利権許可に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>発電所建設に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>土木技術、電気及び機械設備に係る研修（実務研修を除く。）に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>施設等に係る土木工作物の維持管理に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>施設等に係る土木工事の設計、施行、監督、検査及び精算（以下「設計等」という。）に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>建築工事の設計等及び建物の維持管理に関する</u>こと。</p> <p>(12) <u>ダムの保守、操作業務及びその総括並びに連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>ダムに係る電気及び機械設備の工事の設計等に関する</u>こと</p> <p>。</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第3条 局に、次の課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>工務管理課</u></p> <p>(3) <u>施設保全課</u></p> <p>(4) <u>発電設備課</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(総務課の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>経営企画室においては、前項第17号から第21号までに掲げる事務及び第25号に掲げる事務を分掌する。</u></p> <p>(工務管理課の分掌事務)</p> <p>第6条 <u>工務管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>施設保全課、発電設備課及び総合制御課との連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>電気事業施設、工業用水道事業施設及び地域振興事業施設（以下「施設等」という。）に係る許認可に関する</u>こと（<u>他課の主管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>新規発電所の建設工事の計画並びに設計（許認可申請等を含む。）</u>、<u>施行、監督及び検査（以下「設計等」という。）に</u>関すること。</p> <p>(6) <u>技術職員に係る研修（実務研修を除く。）に</u>関すること。</p> <p>(7) <u>工事及び委託（総務課の主管に属するものを除く。以下、「工事等」という。）に係る入札制度に</u>関すること。</p> <p>(8) <u>工事等に係る契約、予算管理及び精算に関する</u>こと（<u>他課の主管に属するものを除く。</u>）。</p> <p>(9) <u>発電所の大規模な改良工事の計画並びに設計等に</u>関すること。</p>

<p>(14) [略]</p> <p>(15) [略] (電気課の分掌事務)</p> <p>第7条 電気課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>遠方監視制御設備、通信設備及びこれらに付属する設備の管理及び工事の設計等に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>送配電設備に係る土地の取得、管理及び処分に関すること</u> 。</p> <p>(4) <u>送配電設備に係る土地の借入に関すること。</u></p> <p>(5) <u>送配電設備に係る補償に関すること。</u></p> <p>(6) <u>通信設備に係る許認可に関すること。</u></p> <p>(7) <u>電子計算機等の運営管理及び利用の調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>発電所の大規模な改良工事の計画及び設計等に関すること</u> 。</p> <p>(施設管理課の分掌事務)</p> <p>第8条 施設管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>施設等に係る電気及び機械設備の管理及び許認可（工務課、電気課及び北部管理事務所の管理に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>施設等に係る電気及び機械設備の工事の設計等（工務課、電気課及び北部管理事務所の管理に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(総合制御課の分掌事務)</p> <p>第9条 総合制御課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第13条 北部管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>工業用水道施設に係る土木、電気及び機械設備工事の設計、監督及び検査に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>(10) [略]</p> <p>(11) <u>局外との調整（技術に関するものに限る。）で他課の主管に属さないこと。</u></p> <p>(12) [略] (施設保全課の分掌事務)</p> <p>第7条 施設保全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>送配電設備に係る土地の借入及び補償に関すること。</u></p> <p>(3) <u>ダムに関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>施設等に係る土木工作物の管理及び工事の設計等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>施設等に係る電気及び機械設備の管理及び工事の設計等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>施設等に係る建築物の管理及び工事の設計等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(7) <u>工事等に係る契約、予算管理及び精算に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(発電設備課の分掌事務)</p> <p>第8条 発電設備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>施設等に係る電気及び機械設備の管理及び工事の設計等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(2) <u>工事等に係る契約、予算管理及び精算に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(総合制御課の分掌事務)</p> <p>第9条 総合制御課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>貯水池の運用に関すること。</u></p> <p>(6) <u>総合監視制御システム（付随設備及び遠方監視制御設備を含む。）の管理及び工事の設計等に関すること。</u></p> <p>(7) <u>企業局情報通信ネットワーク（付随設備を含む。）の管理及び工事の設計等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報及び通信に係る機器やシステム等の管理及び工事の設計等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(9) <u>工事等に係る契約、予算管理及び精算に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第13条 北部管理事務所の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>工業用水道施設に係る土木、電気及び機械設備工事の設計等に関すること。</u></p> <p>(5) [略]</p>
--	--

(6) 北部管理事務所太陽光発電設備の管理及び工事の設計等に関すること。

附 則

この企業管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第3号

企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員安全衛生管理規程（昭和62年宮崎県企業局企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(工務課長の職務)</p> <p>第6条 <u>工務課長</u>は、企業局職員安全衛生管理計画に基づき、職員の安全管理について調査立案し、及びこれらを実施するとともに、職員の安全に関する業務の処理について指導助言する。</p> <p>(課及び事務所の長の職務)</p> <p>第7条 課及び事務所の長は、副局長（総括）、総務課長、<u>工務課長</u>又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。</p> <p>(企業局安全衛生管理委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 局管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>工務課長</u></p> <p>3～8 [略]</p>	<p>(工務管理課長の職務)</p> <p>第6条 <u>工務管理課長</u>は、企業局職員安全衛生管理計画に基づき、職員の安全管理について調査立案し、及びこれらを実施するとともに、職員の安全に関する業務の処理について指導助言する。</p> <p>(課及び事務所の長の職務)</p> <p>第7条 課及び事務所の長は、副局長（総括）、総務課長、<u>工務管理課長</u>又は健康管理医の指示を受け、課及び事務所における職員の安全及び衛生に関する業務を管理し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及びその関係法令において事業者が行うこととされた業務を補助するものとする。</p> <p>(企業局安全衛生管理委員会)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 局管理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>工務管理課長</u></p> <p>3～8 [略]</p>

附 則

この企業管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第4号

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員の被服貸与規程（昭和55年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前										改正後													
別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）										別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）													
貸与品名 被貸与者		防寒服	作業衣 又は作業シャツ		作業ズボン	作業帽	安全靴等		ゴム長靴		ベルト		防寒服	作業衣 又は作業シャツ		作業ズボン	作業帽	安全靴等		ゴム長靴		ベルト	
			期数	期間			期数	期間	期数	期間	期数	期間		期数	期間			期数	期間	期数	期間	期数	期間
総務課	財産管理業務に従事する職員	[略]																					
	ダム放流警報業務に従事する職員（財産管理	[略]																					

	業務に従事する職員を除く)			業務に従事する職員を除く)	
工務課、電気課、施設管理課及び北部管理事務所	技術職員 工事執行担当の事務職員	[略]	工務管理課、施設保全課、発電設備課及び北部管理事務所	技術職員 工事執行担当の事務職員	[略]
総合制御課	運用担当の職員	[略]	総合制御課	運用担当の職員	[略]
	その他の技術職員	[略]		その他の技術職員	[略]

附 則

この企業管理規程は、令和3年4月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第1号

病院局組織規程の一部を改正する企業管理規程

病院局組織規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
(病院の内部組織)			(病院の内部組織)		
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課又は科を置く。			第5条 次の表の第1欄に掲げる病院に、同表の第2欄に掲げる部又はセンター（以下「部等」という。）を置き、部等に同表の第3欄に掲げる課、 <u>科又はセンター</u> （以下「課等」という。）を置く。		
病院	部等	課又は科	病院	部等	課等
県立宮崎病院	[略]	内科 神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽（いん）喉（こう）科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔（くう）外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科	県立宮崎病院	[略]	内科 神経内科 循環器内科 小児科 新生児科 外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽（いん）喉（こう）科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔（くう）外科 麻酔科 臨床検査科 病理診断科 栄養管理科 臨床工学科 <u>内視鏡センター</u>
	[略]			[略]	
県立延岡病院	[略]	救命救急センター	県立延岡病院	[略]	救命救急センター <u>集中治療センター</u>
	[略]			[略]	

[略]
[略]

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

第6条 [略]

4 前条に規定する診療部(臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 科に属する診療、助産又は健康診断に関すること。
- (2)~(5) [略]

5~11 [略]

(病院の職員の職)

第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

病院	職
県立宮崎病院、 県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 主任部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。) 部長(医療管理部、診療部及びセンターの各科に限る。)) 医長 副医長 技師長(診療部リハビリテーション科、放射線科及び臨床検査科に限る。)) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。)) 副センター長 看護部長 副看護部長 看護師長

(病院の職員の職務)

第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
[略]	
主任部長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。
部長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。
医長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。
[略]	
副医長	上司の命を受けて、科に属する事務を処理する。
[略]	

(医員)

第15条 第10条及び第12条から前条までに規定する職のほか、病院に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
医員	上司の命を受けて、科に属する事務に従事す

[略]
[略]

(県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の分掌事務)

第6条 [略]

4 前条に規定する診療部(臨床検査科、病理診断科、栄養管理科及び臨床工学科を除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 課等に属する診療、助産又は健康診断に関すること。
- (2)~(5) [略]

5~11 [略]

12 前条に規定する集中治療センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 科に属する患者の診療に関すること。
- (2) 患者の入退院に関すること。
- (3) 集中治療センターの診療に関する文書及び記録に関すること。
- (4) 集中治療センターに属する医療器械及び医療器具の管守並びに診療室の管理に関すること。
- (5) 集中治療に係る医師の臨床研修に関すること。

(病院の職員の職)

第10条 次の表の左欄に掲げる病院に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。

病院	職
県立宮崎病院、 県立延岡病院及び県立日南病院	院長 副院長 事務局長 事務次長 課長 センター長 主任部長(医療管理部、診療部及びセンターの課等に限る。) 部長(医療管理部、診療部及びセンターの課等に限る。)) 医長 副医長 技師長(診療部リハビリテーション科、放射線科及び臨床検査科に限る。)) 管理栄養士長 薬剤部長 副薬剤部長 主任(診療部リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科及び栄養管理科並びに薬剤部に限る。)) 副センター長 看護部長 副看護部長 看護師長

(病院の職員の職務)

第11条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
[略]	
主任部長	上司の命を受けて、課等に属する事務を処理する。
部長	上司の命を受けて、課等に属する事務を処理する。
医長	上司の命を受けて、課等に属する事務を処理する。
[略]	
副医長	上司の命を受けて、課等に属する事務を処理する。
[略]	

(医員)

第15条 第10条及び第12条から前条までに規定する職のほか、病院に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
医員	上司の命を受けて、課等に属する事務に従事

る。

する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

宮崎県病院局企業管理規程第2号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（特殊勤務手当の種類等）</p> <p>第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当とする。</p>	<p>（特殊勤務手当の種類等）</p> <p>第10条 病院事業給与条例第12条の規定により支給される特殊勤務手当の種類は、感染症予防等手当、精神保健福祉業務手当、深夜看護手当、<u>家畜伝染病防疫等手当</u>、放射線取扱手当、航空機搭乗手当、精神医療業務手当、救急医療体制確保手当、専門看護手当及び特別診療手当とする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月30日から適用する。

教育委員会規則

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第4号

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

教育業務連絡指導手当の支給の対象となる主任等の範囲を定める規則（昭和53年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>（主任等の範囲）</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>規模</th> <th>主任等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立小学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市町村立中学校</td> <td><u>1学級以上の学校</u></td> <td><u>教務主任</u></td> </tr> <tr> <td><u>3学級以上の学年</u></td> <td><u>学年主任</u></td> </tr> <tr> <td><u>3学級以上の学校</u></td> <td><u>生徒指導主事</u></td> </tr> <tr> <td><u>6学級以上の学校</u></td> <td><u>保健主事、進路指導主事</u></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校	規模	主任等	市町村立小学校	[略]		市町村立中学校	<u>1学級以上の学校</u>	<u>教務主任</u>	<u>3学級以上の学年</u>	<u>学年主任</u>	<u>3学級以上の学校</u>	<u>生徒指導主事</u>	<u>6学級以上の学校</u>	<u>保健主事、進路指導主事</u>	中学校	[略]		[略]			<p>（主任等の範囲）</p> <p>第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例第4条第6項及び県立学校職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項に規定する教育委員会の定めるものは、次の表の左欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる規模の学校又は学年に置かれる同表右欄に掲げる主任等とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>規模</th> <th>主任等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>小学校</u></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>義務教育学校</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校	規模	主任等	<u>小学校</u>	[略]		中学校	[略]		<u>義務教育学校</u>			[略]		
学校	規模	主任等																																			
市町村立小学校	[略]																																				
市町村立中学校	<u>1学級以上の学校</u>	<u>教務主任</u>																																			
	<u>3学級以上の学年</u>	<u>学年主任</u>																																			
	<u>3学級以上の学校</u>	<u>生徒指導主事</u>																																			
	<u>6学級以上の学校</u>	<u>保健主事、進路指導主事</u>																																			
中学校	[略]																																				
[略]																																					
学校	規模	主任等																																			
<u>小学校</u>	[略]																																				
中学校	[略]																																				
<u>義務教育学校</u>																																					
[略]																																					

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年3月29日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名 称	所 在 地	管 理 者	名 称	所 在 地	管 理 者
[略]			[略]		
有明教職員住宅 一万城教職員住 宅	[略] 都城市一万城町	[略] 県立都城泉ヶ丘高等 学校長	有明教職員住宅	[略]	[略]
[略]			[略]		

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察が無償使用する警察用の国有物品管理規則の一部を改正する規則（令和2年宮崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（使用職員） 第12条 [略] 2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品、備品及び備品的な管理を必要とする消耗品については物品使用書（別記様式第5号）に、その他の消耗品については第22条に規定する物品供用簿にそれぞれ押印するものとする。ただし、記録を要しない消耗品については帳簿への登記を省略することができる。 （交替の場合の帳簿の引継ぎ等） 第23条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、交替引継書（別記様式第13号）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員とともに記名して押印し、当該交替引継書を物品出納簿又は物品供用簿に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が交替引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。	（使用職員） 第12条 [略] 2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、重要物品、備品及び備品的な管理を必要とする消耗品については物品使用書（別記様式第5号）を、その他の消耗品については第22条に規定する物品供用簿を、それぞれ確認するものとする。ただし、記録を要しない消耗品については帳簿への登記を省略することができる。 （交替の場合の帳簿の引継ぎ等） 第23条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、交替引継書（別記様式第13号）を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員とともに確認し、当該交替引継書を物品出納簿又は物品供用簿に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が交替引継書を作成するものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「@」を削る。

「

別記様式第 4 号中

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		受領印
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	㊟

を

物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日		年 月 日	

に改める。

別記様式第 5 号中

使用期間	使用職員氏名	印	使用期間	使用職員氏名	印
自			自		
至			至		
自			自		
至			至		

を

使用期間	使用職員氏名	使用期間	使用職員氏名
自		自	
至		至	
自		自	
至		至	

に、

受 領			返 戻		
数 量	年 月 日	使用職員印	数 量	年 月 日	物品供用員印

を

受 領		返 戻	
数 量	年 月 日	数 量	年 月 日

に改める。

別記様式第 6 号から別記様式第 8 号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第 9 号中「官職 氏名 ㊟」を「官職 氏名」に改める。

別記様式第 10 号中「検査員 官職 氏名 ㊟」を「検査員 官職 氏名」に、「立会人 官職 氏名 ㊟」を「立会人官職 氏名」に改める。

別記様式第 12 号その 2 中「受領印」を「使用者」に改める。

別記様式第 13 号その 1 及び別記様式第 13 号その 2 中「官職 氏名 ㊟」を「官職 氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 29 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第 3 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和 35 年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 3（第 10 条関係）		別表第 3（第 10 条関係）	
路 線 名	区 間	路 線 名	区 間
[略]		[略]	
一般国道 219 号	[略]	一般国道 219 号	[略]

		一般国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字中牟田 13042番 1地先から宮崎市佐土原町下那珂字平権現 前 12678番 1地先まで
[略]		[略]	
県道佐土原国富 線	[略]	県道佐土原国富 線	[略]
[略]		県道佐土原国富 線	宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田 14777番 13地先から宮崎市佐土原町東上那珂字伏原 4139番 1地先まで
[略]		[略]	
県道宮崎高鍋線	[略]	県道宮崎高鍋線	[略]
[略]		県道宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町東上那珂字原田 14474番 1 地先から宮崎市佐土原町東上那珂字伏原41 39番 1地先まで
[略]		[略]	
県道飯野松山都 城線	[略]	県道飯野松山都 城線	[略]
[略]		県道飯野松山都 城線	都城市梅北町 10961番 5地先から都城市梅 北町5908番 1地先まで
[略]		[略]	
日南市道油津星 倉線	[略]	日南市道油津星 倉線	[略]
[略]		えびの市道湯田 東川北線	えびの市大字湯田字鶴田 537番地先からえ びの市大字東川北字有留1325番 8まで
[略]		[略]	
日之影町道西深 角岩戸線	[略]	日之影町道西深 角岩戸線	[略]
[略]		新富町道平田～ 栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字下屋敷7496番 9 地先から児湯郡新富町大字上富田字弁指平 6329番 1地先まで
[略]		新富町道切通～ 栗野田線	児湯郡新富町大字上富田字切通6345番 4地 先から児湯郡新富町大字上富田字栗野田65 23番 5地先まで
[略]		[略]	
臨港道路	日向市大字日知屋字新開 17371番地 2 先道 路	臨港道路	日向市大字日知屋字新開 17371番地 2 先道 路
		臨港道路	宮崎市日ノ出町 266番 2地先から宮崎市日 ノ出町 277番 7地先まで
		臨港道路	宮崎市港二丁目 9番地先から宮崎市港二丁 目 6番地先まで
		臨港道路	宮崎市港三丁目 19番地先から宮崎市港三丁 目 11番地先まで
		臨港道路	宮崎市港三丁目 12番地先から宮崎市港三丁 目 14番地先まで
		臨港道路	宮崎市港三丁目 19番地先から宮崎市港三丁 目 24番地先まで
		臨港道路	宮崎市港三丁目 24番地先から宮崎市港三丁 目 4番 3地先まで
		臨港道路	宮崎市港二丁目 6番地先から宮崎市港二丁 目 14番地先まで
		臨港道路	宮崎市港二丁目 15番地先から宮崎市港二丁 目 12番地先まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

正 誤

令和3年1月28日付け県公報（第 175号）中

ページ	段	行	誤	正
3	左	37	令和3年1月28日から同年2月11日まで	令和3年3月29日から同年4月12日まで
3	左	46	27.9	14.5
3	右	2	34.7	39.9
3	右	11	34.7	39.9